熱中症事故の防止に向けて

呉市立警固屋小学校

本校では，夏季における児童（生徒）の健康確保に向けて，次のとおり暑さ指数（ＷＢＧＴ）を活用して，熱中症事故の防止に取り組みます。

(1) 暑さ指数（ＷＢＧＴ）が３１℃以上の時間帯は，体育の授業，部活動，昼休憩等の運動を屋外・屋内を問わず中止にします。

(2) 暑さ指数（ＷＢＧＴ）については，暑さ指数（ＷＢＧＴ）を計測する機器を用いて，活動するそれぞれの場所で計測した指数を基に判断します。

なお，広域的な大会等について，主催者の判断において開催される場合があります。開催される場合は，個々の児童（生徒）の状況に応じた参加の可否，こまめな水分・塩分補給や休憩の取得，観戦者の軽装や着帽等，児童（生徒）の健康管理を徹底します。

【環境省熱中症予防情報サイト】

https://www.wbgt.env.go.jp/

(3) 熱中症対策を強化するため，気候変動適応法の改正が行われ，これまでの「熱中症警戒アラート」を熱中症警戒情報として法に位置づけ，さらに一段上の「熱中症特別警戒情報（以下「熱中症特別警戒アラート」といいます。）」が新たに創設されました。

１「熱中症特別警戒アラート」の概要について

	熱中症特別警戒アラート
位置付け	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 ＜過去に例のない広域的な危険な暑さを想定＞
発表基準	都道府県内において，全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（ＷＢＧＴ）が３５℃に達すると予測される場合
発表時間	前日午後２時頃 （前日午前１０時頃の予測値で判断）

２「熱中症特別警戒アラート」の発表時の主な学校の対応について

（１）暑さ指数（ＷＢＧＴ）が３１℃以上の場合は，これまでどおり，運動を屋外・屋内を問わず中止します。
（２）行事等においては，適切な熱中症対策が取れていることを確認し，適切な熱中症対策が取れない場合は中止・延期の検討をします。
（３）具体的な対応については，「熱中症特別警戒アラート」発表時に改めて連絡します。